

松本市社会福祉協議会地域福祉懇談会 実績報告書



期間：令和4年3月14日～令和5年9月6日

松本市社会福祉協議会

内 容

	ページ
I 開催の概要と実績	1
II 懇談会での主な意見	2
III 懇談会参加者アンケートの結果	4
IV 実績を踏まえた今後の対応	6
参考：懇談会説明資料	7

I 開催の概要と実績

1 目的

社協の組織と事業内容を周知するとともに、第4期地域福祉活動計画の推進を図るため、35の地区それぞれの課題を把握し、地区と協働で取り組む施策や社協が取り組める支援策等を検討することを目的に地域住民の皆さんと意見交換を行う。

2 出席者

- (1) 地区住民 地区社協役員 地区連合町会役員 地区住民
 地域づくりセンター職員 公民館職員 等
- (2) 社協役職員 会長 常務理事 各課長 地区担当職員 地区生活支援員

3 懇談内容

- (1) 社協の紹介及び第4期地域福祉活動計画の概要説明
- (2) 計画策定時に把握した地区の課題及び地区生活支援員が感じている課題の解決に向けた提案
- (3) 意見交換

4 開催地区・日程・出席者数

※出席者数は社協役職員を除く人数

回	年月日	地区	出席者数	回	年月日	地区	出席者数
1	4. 3.14	松南	31	19	5. 2. 8	鎌田	27
2	4. 3.28	波田	13	20	5. 2.20	入山辺	27
3	4. 5.12	本郷	20	21	5. 2.21	笹賀	19
4	4. 7. 1	第二	14	22	5. 2.22	中央	19
5	4. 8.24	島内	19	23	5. 3. 3	松原	24
6	4. 8.24	和田	15	24	5. 3. 6	梓川	21
7	4. 9.28	白板	25	25	5. 3. 7	田川	32
8	4.10.11	第三	25	26	5. 3. 8	中山	20
9	4.10.21	奈川	15	27	5. 3.10	第一	13
10	4.11.22	神林	19	28	5. 3.14	四賀	45
11	4.11.29	島立	12	29	5. 3.20	芳川	20
12	4.11.30	安曇	23	30	5. 5.29	安原	22
13	4.12. 7	寿台	9	31	5. 6. 9	内田	24
14	4.12.13	新村	17	32	5. 6.15	東部	24
15	5. 1.19	城北	35	33	5. 6.16	寿	29
16	5. 1.23	里山辺	17	34	5. 6.22	庄内	28
17	5. 2. 6	城東	21	35	5. 9. 6	岡田	15
18	5. 2. 7	今井	20	35 地区合計			759

Ⅱ 懇談会での主な意見

(下線太字：市の事業に関連する意見)

1 社協について、行政、地区社協との関わり等について

- ・社協が何を行っているかわからない。もっとPRが必要
- ・行政と社協の関係（特に福祉ひろば事業と社協事業の違い）、また、行政、社協、町会のやることの区別がわからない。町会は何をすればよいか。
- ・地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば、社協の職員が一堂に会して地域福祉について話し合う場が必要

2 民生児童委員等役員の担い手について

- ・民生委員、役員のなり手がいない。担い手不足は切実、次期は推薦できない。
- ・高齢者世帯の増により民生委員の業務が増加傾向。負担軽減策を。
- ・民生委員をサポートする補助的な役割を担う人材を町会に配置できないか。
- ・民生委員活動に悩んでいる。高齢者にどこまで踏み込むか、また情報共有も難しい。

3 共同募金、社協会費等について

- ・共同募金は使途が不明。社協会費も含めて地域に還元されていることをもっとPRすべき。
- ・募金者の理解や集める町会も大変。募金制度自体を根本的にどうするのか考える過渡期に来ている。
- ・共同募金の地区配分について目標額に対する配分から募金額に対する配分に見直しを。
- ・新聞報道もあり、募金について課題が出ている。社協として方針を示してほしい。
- ・共同募金の配分金で行う地域事業は、本来税金で賄うべきもの。
- ・目標額を達成したら25%の還元はおかしい。バックマージンのための募金という仕組みはとんでもない。

4 個人情報の扱いについて

- ・町会長、民生委員、地区生活支援員は個々に個人情報をもっているが、共有ができず困っている、町会に示せる情報を増やしてほしい。
- ・向こう三軒両隣ですらどんな人がいるのか情報がなく災害時に不安
- ・マンション住民の情報がなく町会活動に支障をきたしている。
- ・支援が必要な世帯の家族状況、入所先など民生委員活動をするうえで必要な情報は提供してほしい。

- ・防災マップの取組みにおいて、その情報が外に漏れないか心配
- ・避難行動要支援者名簿が配布されているほか、町会独自に支援者名簿を作成しているが、町会独自名簿への掲載を拒む人もいる。一元化できないか。
- ・避難行動要支援者名簿は必要最小限の情報しかない。緊急連絡先などは必要であり、万が一の時の対応に苦慮している。
- ・個人情報という名称が障壁。助け合い情報など名称でどうか。

5 地域福祉について

ア つむぎちゃんサポート

- ・利用者・協力者とも足りず拡大しない。動ける人や若い人を取り組むためにもっとPRすべき。
- ・無償でできないか。
- ・雪かきをメニューに。
- ・つむぎちゃんグッズを作成し、PRに活かしたらどうか。

イ 防災訓練

- ・参加者が高齢で実際に災害が起こったときは心配。若い方を巻き込んでできないか。
- ・訓練に炊き出しキャラバン隊の派遣を要請したい。

ウ 移動手段

- ・買物、通院などの移動支援については、社協も対策を考えてほしい。
- ・町会が主体になって移動支援をしているが財政が厳しい。社協の補助を。

エ 地区生活支援員

- ・地区生活支援員に期待するが、一人で困っている例もある。支援員に指導、助言するようなサポート体制が必要。
- ・地区生活支援員の存在が知られていない。

6 こども福祉と高齢者福祉について

- ・こども食堂を実施しても本当に困っている世帯は来ない。課題が多様化している状況での受け皿づくりに悩む。
- ・こどもたちが（自分たちの）地域であるという想いが持てる（愛着）教育が必要
- ・高齢者からこども中心へとウエイトを移すと3世代交流も図られ、町が活気づく。
- ・児童センターの老朽化、狭隘化が激しい。

7 その他

- ・町会や地区行事の中止で地区内の様子がわからなくなっている。
- ・生活における困りごとはどこに相談すればよいかわからない。「はじめにここへ」というようなわかるものがほしい。

Ⅲ 懇談会参加者アンケートの結果

1 対象

(1) 実施地区

34地区（35地区のうち、第1回開催の松南地区を除く地区）

(2) 回答数

605件

（759人の参加者から松南地区参加者を除いた728人のうち83.1％）

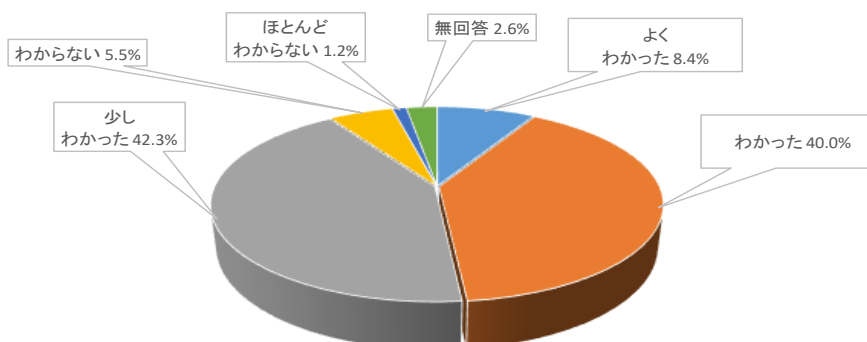
(3) 内容

懇談会において説明する社協の事業や地区の課題解決の提案について、どの程度理解いただいたか、また、懇談会について自由記述で意見をたずねたもの。

2 アンケート結果

項目 \ 評価	よく わかった	わかった	少し わかった	わからない	ほとんど わからない	無回答
1 社協の組織と事業について	53 8.8%	236 39.0%	284 46.9%	14 2.3%	8 1.3%	10 1.7%
2 第4期地域福祉活動計画について	37 6.1%	226 37.4%	286 47.3%	38 6.3%	5 0.8%	13 2.1%
3 地区の課題解決の提案について	29 4.8%	212 35.0%	283 46.8%	57 9.4%	8 1.3%	16 2.6%
4 地区生活支援員について	63 10.4%	258 42.6%	237 39.2%	25 4.1%	7 1.2%	15 2.5%
5 本日の職員の回答について	72 11.9%	277 45.8%	190 31.4%	33 5.5%	8 1.3%	25 4.1%
計	8.4%	40.0%	42.3%	5.5%	1.2%	2.6%

地域福祉懇談会アンケート 全体の集計結果



3 その他意見（自由記述）（抜粋）

- ・有意義な懇談会だった。今後もこうした機会をおねがいしたい。
- ・地区の実態と社協との接点がスムーズにつながるよう努力することを再認識した。
- ・行政とどう違うかさっぱりわからない。本当に困った時は地区生活支援員に相談するということはわかった。
- ・作成予定のパンフレットは事業の紹介でなく、利用者の側からスタートすべき。
- ・各種情報の吸上げと情報の展開が重要と感じた。具体的な活動事例の紹介があればもっとわかりやすかった。
- ・募金の使途をしっかりと伝えて理解されれば反対意見や偏見は減ると思う。
- ・町会は地区生活支援員と連携が必要。
- ・介護制度がわかりにくい。包括支援センターの名称がわかりにくい。
- ・地区だけでなく、各町会に入り込むような活動を進めていただきたい。
- ・一番知りたいのは地域、住民に対して社協や地区担当職員が何をしてくれるかだが、回答は十分ではなかった。
- ・地域福祉は、若い人を巻き込んだ取り組みが必要。
- ・問題は理解できたが、今後動き出す方法が課題。
- ・つむぎちゃんサポートの活動実績を明示してほしい。もっと末端に行き届くよう一層の展開を。取り組みをユーチューブで発信したらどうか。
- ・ささえ合いマップ、隣近所の大切さを認識した。
- ・子育て世帯支援、見守りについて、何か考えていけたら、ともに頑張りたい。
- ・他の地区の取り組みについて知ることができてよかった。

4 考察

- (1) 今回の説明について、どの程度理解いただいたかについては、「よくわかった」、「わかった」の回答が48.4%で概ね半数の方に伝わったととらえられます。今後、残り半分の方へのアプローチが求められます。
- (2) 自由記述では、有意義な懇談会であったという評価が多くあり、今後も開催を望む記載が多かった。
- (3) 社協の事業や行政との違いが不明瞭という指摘が多く、その原因の一つにはPR不足という指摘もあり、改善が求められます。
- (4) 以上から、今回の懇談会は一定の成果があったと考えられますが、同時に課題も表面化し、今後の方向性が示されたものと考えます。

IV 実績を踏まえた今後の対応

1 提案・要望への対応

行政等の関係機関に係るものは該当の機関につなぎ、社協に係るものは内部で検討のうえ、地区へフィードバックをしていきます。

そのために、提案・要望の事案について整理、仕分けを行います。

2 相談体制の整備、強化

「困ったら社協」と言われるような、相談の最初の受け皿となる窓口の体制について整備を進めます。

3 PRの強化

社協の総合パンフレットの作成、広報誌の配信やホームページの内容見直しにより情報発信力の強化を図ります。

4 共同募金等の取扱いの整理

共同募金、日赤活動資金、社協会費の町会を通じた集金に係る課題への対応として、県共同募金会、日赤長野県支部から発信される留意事項や社協会費の使途等について様々な機会をとらえて周知、啓発していきます。

5 次期開催の検討

今回の成果を踏まえ、社協と地区のさらなる連携強化に向けて、次期開催について検討します。



社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



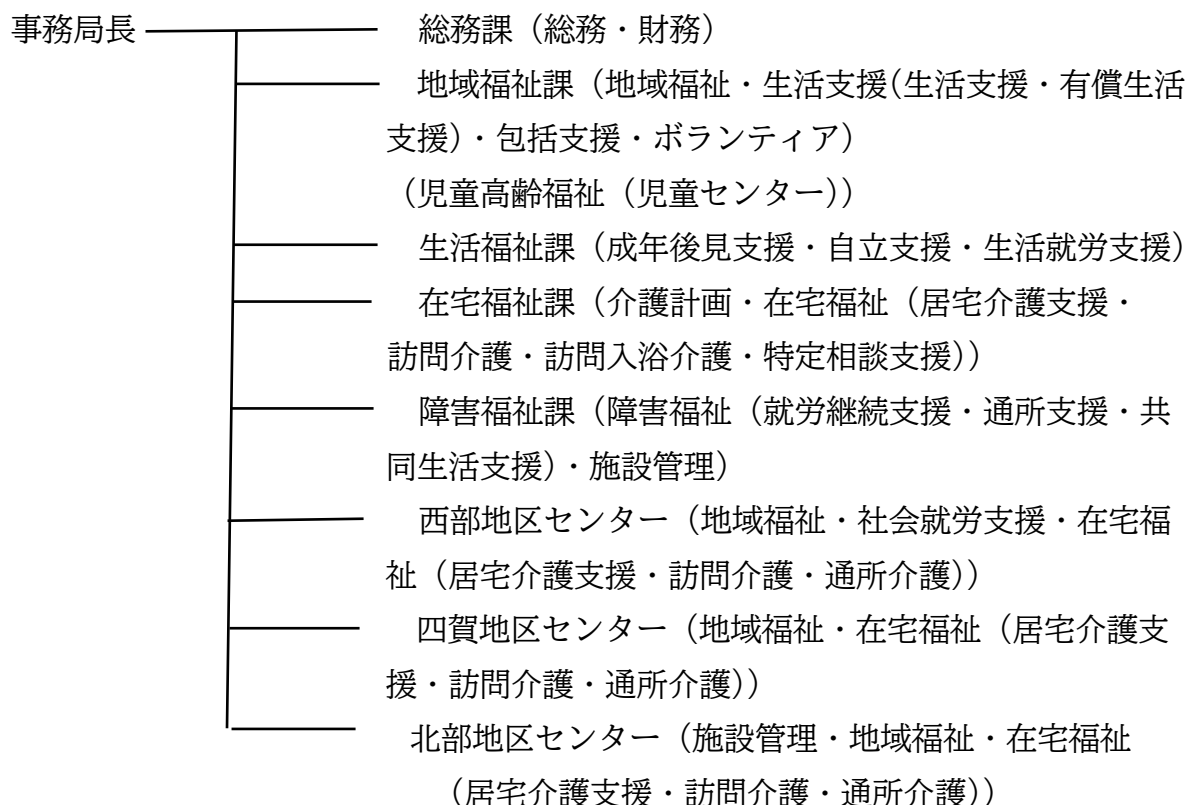
1 社会福祉協議会とは

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。社会福祉法という法律に基づいてそれぞれの都道府県、市区町村ごとに設置されている社会福祉法人です。様々な関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、介護サービスや障害者の就労支援など、様々な福祉サービスを提供しているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の地域福祉事業等に取り組んでいます。

2 松本市社会福祉協議会

- (1) 創立年月日 昭和27年5月31日
- (2) 所 在 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター内(本所)
- (3) 執行機関 理事会(理事10名で構成、常務理事以外は非常勤)
会長(理事長) 小林 弘明
- (4) 議決機関 評議員会(評議員13名で構成)
- (5) 理 念
 - ・人と人とのつながりが広がる社会の実現
 - ・利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現
 - ・地域に根ざした福祉ネットワークの実現
- (6) 主要4事業(後述)
地域福祉推進事業、生活福祉事業、介護保険事業、障害者支援事業
- (7) マスコットキャラクター 「つむぎちゃん」 
- (8) 組 織
 - ア 課体制
事務局長(常務理事兼務)、総務課、地域福祉課、生活福祉課、在宅福祉課、障害福祉課、西部地区センター、四賀地区センター、北部地区センター
 - イ 職員数(常勤職) 正規職員101名 非正規職員265名
 - ウ 運営する主な事業所等(()内は事業所数)
有償生活支援事業所、生活就労支援センター、地域包括支援センター(3)、社会就労センター、居宅介護支援事業所(4)、訪問介護事業所(5)、通所介護事業所(8)、障害者就労支援事業所(5)、障害児・障害者通所事業所(2)、障害者共同生活援助事業所(2)、児童センター等(20)
- (9) 予 算(令和5年度当初予算) 30億1,942万円
 - ・収入(会費、介護保険・障害者支援事業収入、市助成金、業務委託費等)
 - ・支出(人件費、施設光熱水費、地区等助成金、車両購入費等)

(10) 市社協の事務局組織概要（R 5. 4. 1 現在）



(11) 市社協と地区社協（協働して地域福祉を進める関係）

	市 社 協	地 区 社 協
性 格	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的とした団体	法的な定めはないが、住民互助組織で市内35地区に組織化
対 象 地 域	市内全域	各地区
事 業（活動）	全市的な福祉課題、ニーズへの取り組み、ボランティア養成、地区社協支援、生活福祉、児童福祉、介護保険事業・障害福祉等	ふれあい会食会、敬老の日行事、見守り、集いの場、支え合い等住民互助活動
組 織	理事会、評議員会、事務局（8課、52事業所）	地域福祉活動に関係する団体（町会長、民生児童委員、ボランティア、公民館、子ども会等）の代表者
財 源	会費、介護保険収入、市からの委託料・補助金等	社協会費からの還元金、市社協助成金、共同募金配分金等

(12) 市社協が担う福祉団体事務局

- ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会
- イ 日本赤十字社長野県支部松本市地区
- ウ 松本市民生委員・児童委員協議会
- エ 高齢者クラブ連合会
- オ 松本市遺族会
- カ 松本市保護司会
- キ 松本市ひとり親家庭福祉会

3 市社協が行う事業

(1) 社会福祉を取り巻く状況

コロナ禍により、多くの社会活動が縮小を余儀なくされ、また、多くの労力が対応に費やされてきました。その影響は、経済をはじめ、民生・教育の広い範囲に及び、生活困窮、孤立、虐待など深刻な福祉課題を顕在化させました。また、超高齢社会の分岐点である2025年を目前に、社会保障費の増大や労働力不足の問題が現実化しており、特に介護分野においては事業の舵取りが難しい状況となっています。このような中で地域共生社会を実現するために、地域における課題の解決力が求められており、地域福祉の推進機関である当会の役割は益々重要なものとなっています。

(2) 主要4事業

ア 地域福祉推進事業

地域住民が支え合いながら、安心して暮らし、活躍ができる地域づくりを進めるため、「地域福祉活動計画」（つむぎちゃんプラン）に基づき、地区社協や関係地域団体と連携し、見守りや集いの場づくりなどの企画・提案、活動への財政支援、ボランティアの育成、高齢者の生きがいづくり支援、児童福祉事業等を行っています。

地域生活を支援する人材の育成や高齢者の生きがいづくりと子育て支援が連携した事業を推進します。

イ 生活福祉事業

各地区に配置された地区生活支援員による地域での生活支援体制（地域包括ケアシステム）の整備、地域包括支援センターにおける総合相談や認知症施策の実施、判断能力が不十分な方への福祉サービスの利用援助や成年後見支援、生活困窮者への資金貸付や就労支援などを行っています。

ウ 介護保険事業

介護が必要な高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、居宅介護支援（ケアマネジャー業務）、訪問介護（ヘルパー業務）、通所介護（デイサービス業務）、訪問入浴、相談支援などを行っており、社協という特性を活かし、複合的な課題を持つ利用者等の積極的な受け入れ等セイフティーネット機能という特色も持っています。

収支改善が急務の中、厳しい人員体制、財政状況も考慮したうえで、当会の介護保険事業のあり方も検討します。

エ 障害者支援事業

障害者が地域で暮らし、働きながら自立した地域生活を送れるよう、「希望の家」や「Cafe ポリジ」などの就労継続支援施設や共同生活援助施設（グループホーム）において、作業や訓練を通じた自立支援を行っているほか、心身障害児の発達支援・放課後デイサービスにおける早期の療育、機能訓練を通じ保護者と共に子育て支援を行っています。

(3) 今年度重点的に取り組んでいる事業

ア 地域福祉推進事業

(ア) 見守り安心ネットワーク事業（ささえあいマップ作成支援）

「ささえあいマップ作成支援パンフレット」を活用し、ささえあいの取組みを検討されている地域（地区、町会、常会、隣組等）において、ささえあいマップの作成や活用を支援し、住民同士が話し合い、情報を共有することにより、普段からの要支援者の見守りや災害時における避難支援に備えます。

（別紙チラシ参照）

(イ) 第4期松本市地域福祉活動計画の見直し

策定から3年目を迎え、中間年度となる第4期松本市地域福祉活動計画について、計画を引き続き推進するとともに、取組みの成果について達成状況を評価・検証し、計画の見直しを行います。

(ウ) ボランティアの育成

地域の担い手となるボランティア人材の育成を行うとともに、地域交流のきっかけづくり等のため炊き出しキャラバン隊や社協つむぎちゃん劇団等様々なボランティア活動を支援します。

(エ) 地区内での生活支援

有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）を地区生活支援員が各地区への拡充に取り組みながら、地区独自の互助活動の立ち上げや運営支援に取り組みます。

（別紙チラシ参照）

(オ) 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知活動

戸別募金等への理解を深めていただくため、募金等の使途や取りまとめ方法等について、上部団体と連携して、重点的な周知に取り組みます。

イ 生活福祉事業

(ア) 生活困窮者相談支援事業

コロナ禍における特例貸付を通じて顕在化した様々な地域生活課題に対し、地域住民や社会資源と連携しながら支援を行っていくことが求められています。

当会では、課を超えた組織内連携により相談支援体制を強化し、特例貸付借受人を含む生活困窮者の相談支援に取り組みます。

(イ) 権利擁護

認知症、知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助等を行い、地域での自立した生活を支援する「日常生活自立支援事業」や、その方の財産を守り、その財産から必要な経費等の支払いを行い生活を維持するなど法律的に保護し支援する「成年後見支援事業」に取り組んでいます。

当会が運営する成年後見支援センターでは、法人後見の受任のほか、松本広域圏の2市5村（塩尻市除く）から成年後見制度利用促進法における中核機関業務を受託しており、関係市村と連携し住民の権利擁護に取り組みます。

ウ 介護保険事業

(ア) 経営改善

社協として永続的な事業運営を行うため、介護需要の変化に対応した事業体制や職員配置の見直しを行います。

(イ) 虐待防止

当会の虐待防止委員会に高齢者の虐待防止、身体拘束の適正化の取組みを拡大して、令和6年度より実施するため準備を進めています。

エ 障害者支援事業

(ア) 一般就労へ向けた取組み

Cafe ポリジや木陰マルシェでの活動・体験、また各事業所の特色を活かした運営を通じて、一般就労へ向けた支援や意識の醸成に取り組みます。

(イ) グループホームでの自立支援

短期入所（ショートステイ）による施設入居体験をはじめ、障害者が地域で認められ、地域での存在を意識し、自信を持った行動ができるように、共同生活を通じた障害者の自立支援を行います。

オ 法人運営

市社協が行っている事業について、支援を必要とする方への的確に情報が届くよう情報発信力の強化を図ります。広報誌の配信方法やホームページの内容を見直すとともに、ツイッターなどSNSの活用方法を再検討します。また、市社協の活動を分かりやすく説明したパンフレットを新たに作成し、多様な手段で情報を伝える取組みをします。

第4期松本市地域福祉活動計画 「つむぎちゃんプラン」ダイジェスト版

令和3年5月



1 第4期地域福祉活動計画「つむぎちゃんプラン」とは

第3期活動計画（平成28年度～令和2年度）は、担い手や場づくり、見守り体制づくりなど、様々な住民福祉の向上に取り組んでまいりましたが、取組みや参加者の固定化、担い手不足等が課題となっています。加えて、昨今の急速な少子高齢化、人間関係の希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響や生活困窮者の増加など、複雑多様化する地域福祉の課題はますます深刻化しています。

このため、各地区の地域福祉課題をくみ上げ、住民の皆さんや当会の理事会、評議員会等のご意見も整理したうえで、第4期松本市地域福祉活動計画「つむぎちゃんプラン」を策定しました。

この中では、「取組みの柱」3本を設け、それぞれに実現するための重点目標、施策、取組みの重点項目、個別の取組みを計画に位置づけました。

地域福祉活動計画とは

市区町村社会福祉協議会と地域住民や福祉関係団体、福祉事業者等が連携・協働して策定する、地域福祉の更なる推進を図るための活動・行動計画です。

松本市では、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域のささえあいを実現するため、平成18年から5年毎に行政や住民の皆さんと協力しながら、第3期までの計画を策定してきました。

2 基本方針

スローガン

「ともにつながる しあわせのまちづくり」

計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間

取組みの柱と重点目標

取組みの柱	重点目標
1 豊かな心の人づくり （啓発・人材育成）	・「知る」「気づき」で心をはぐくむ ・地域を支える人をはぐくむ
2 ささえあいのまちづくり （仕組みづくり）	・出会い、交流の場づくり ・ささえあいの地域づくり
3 地域と人のつながりづくり （ネットワークづくり）	・地域や団体のつながりづくり ・安心、安全のつながりづくり

計画の進め方

3つの取組みの柱に基づいた個別の取組みは多岐にわたりますが、一律して全てを行っていくというものではありません。市社協の職員が地域に積極的に関わらせていただきながら、それぞれの地区にある地域福祉課題の解決やニーズの充足のために、地域と協働して地域に即した個別の取組みを実施して地域福祉を推進します。

中間年度（令和5年度）には評価を行い、見直すべきものは見直して共に計画を進めてまいります。

多くの福祉課題が山積していることは誰もが承知のことと思います。

皆さんが住み慣れた地域で安心、安全に暮らしていけるように、地域福祉を我が事として考え、自ら参画していける地域を目指していきます。

3 つむぎちゃんプランの推進体制

地域の取組み

それぞれ特色ある地域福祉活動を主体的に取り組むなかで、地域毎にある課題やニーズを、「つむぎちゃんプラン」にある取組み例を参考に、市社協と協働して課題の解決やニーズの充足に向けた取組みを推進します。

市社協の取組み

①地域との協働による地域福祉活動の推進

地域の特色にあった地域福祉活動を推進するため、市社協と地域が協働して取り組むにあたり、地区担当職員と地区生活支援員による地域への積極的な関わりを強化します。

②「地域福祉活動推進支援事業」による地域福祉の活性化

地区や町会で行う地区社協の地域福祉事業に対し市社協が助成を行う「地域福祉活動推進支援事業」を、地域にとって使い易く効果的なものとするために、必要に応じて見直しを行うとともに、地区社協の主体性を尊重しながら市社協が地区と協働して事業に取り組み、地域福祉活動を推進します。

③全市的な取組みの推進

全市的な課題、あるいは地域を超えた対応が必要な課題への取組みは市社協が全体的に推進します。

④ボランティアセンターのオープン化（誰でも気軽に寄れる場所）

ボランティアを養成し活動を支援する拠点として、ボランティアセンター機能の強化を図ります。

また、地域福祉課題の複雑化・多様化に対応するため、様々な機関が協働して地域福祉課題の解決に取り組めるよう、多機関協働の場としての機能強化を図ります。

あわせて災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、日頃から地域と連携して災害を想定した訓練を行い、対応力の強化を図ります。

⑤関係機関・団体との連携とネットワーク構築

地域づくりセンター、地区福祉ひろば、公民館等関係機関との連携を図り、横のつながりを強化するとともに、福祉団体、学校、介護保険事業者、障害福祉事業者等とのネットワークを確立し、協働で地域福祉を推進します。

第4期松本市地域福祉活動計画「つむぎちゃんプラン」 体系図

スローガン	取組みの柱	重点目標	施策	重点項目	個別の取組み
ともにつながる しあわせのまちづくり	(啓発・人材育成)	「知る」「気付き」で心をはぐくむ	地域福祉の心の醸成	- 福祉教育の推進 - 地域福祉の啓発	- 福祉体験講座（学校や児童センター等） - 福祉学習会 「松本ふくしカルタ」の作成 - 松本市社会福祉大会 - SNSや「社協まつもと」（つむぎちゃん通信）等による啓発
		地域を支える人をはぐくむ	地域で支え合う人材の育成	地域でのボランティアや担い手の掘り起こし	- ボランティア交流集会 - ボランティア養成講座 - 社協つむぎちゃん劇団 - 地域の担い手養成講座 - ボランティアセンターのオープン化
		出会い、交流の場づくり	地域交流の促進	- 地域を基盤とした福祉活動の推進 - 地域で孤立しない取組み	- ふれあいいきいきサロン - 子育てサロン - 多文化交流事業 - 認知症カフェ - 障害者等誰でも気軽に参加できる集い - 地域と児童との交流
	(仕組みづくり)	ささえあいの地域づくり	地域での助けあいの仕組みづくり	- 継続的な地域福祉の課題、ニーズ等の把握 - 生活支援体制づくり	- 福祉座談会 - アンケート調査（地区町会別のニーズ把握） - つむぎちゃんサポート事業 - 地域ささえあい事業（生活支援体制整備事業）
		地域や団体のつながりづくり	- 地域での緩やかな見守り体制の確立 - 関係機関とのネットワークの確立	- 顔の見える関係づくり - 各団体との連携体制の整備	- 見守り安心ネットワーク事業（日頃の見守り体制確立） - 学校や児童センターと協働して地域福祉の推進 - 地域で暮らす高齢者、障害者の関係者とのネットワーク化
		安心、安全のつながりづくり	- 相談支援体制の充実 - 災害時の見守り体制の確立	- 断らない相談体制づくり - 権利擁護の推進 - 災害ボランティアセンターの体制整備 - 松本市避難行動要支援者名簿の活用	- 社協職員の専門性向上学習事業 - まいさぼ松本 - 日常生活自立支援事業 - 成年後見制度の利用促進 - 災害ボランティアセンターの設置運営訓練 - 災害ボランティア講座 - 見守り安心ネットワーク事業（ささえあいマップの作成）（見守り台帳の作成）
	(ネットワークづくり)				

令和5年11月
松本市社会福祉協議会地域福祉懇談会
実績報告書

〒390-0833 松本市双葉4番16号
松本市社会福祉協議会
TEL 0263-27-2000 FAX 0263-27-2239

ささえあいマップの作成をお手伝いします！

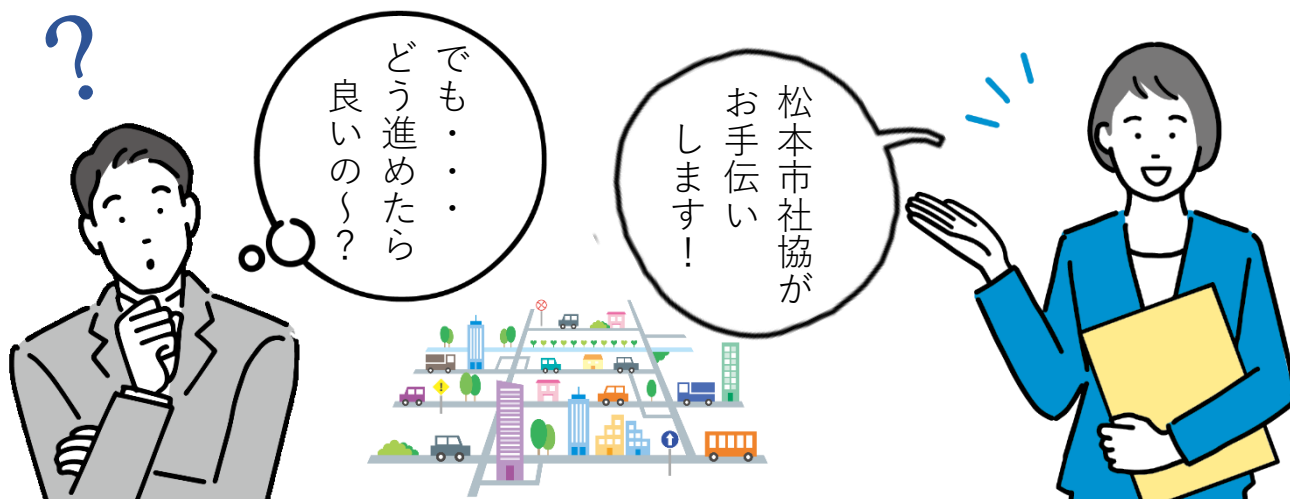
マップ（地図）を活用して地域を知ることが

見守り

ささえあい

防災啓発

などに有効です！！



マップ作りについて一緒に考えましょう！！

A

“まずは” わがまち確認マップ

内容

自分たちの地域(町会・常会・隣組)の以下の場所について確認し、まとめたマップ。

① 避難所や消火栓、消防団の詰所など

② 子ども・お年寄り・障がいのある方にやさしいものや建物

点字ブロックや横断歩道、スロープのある建物や道路、頑丈な公共の建物 など

③ 日常の危険が考えられる場所

街灯が無く夜暗い道、車の通りが多い道路、子どもやお年寄りが落ちたら大変そうな側溝、空き家 など

④ 災害時に不便になりそうな場所

道が狭く救急車や消防車の通行が困難な道、火災時に燃え広がりそうな建物の並び、地震で崩れそうな壁や塀 など



利点

- ・自分たちの地域の強みと弱点を知ることができる。
- ・取りかかりが比較的かんたん。



ウォーキングのイベントなどに合わせて実際に歩いて探してみる、子どもやその親御さん達にも参加してもらう などといった工夫もできるかと思います。

B**見守り・ささえあいマップ****内容**

見守りや支援が必要な人(要支援者)と、支援ができる人(支援者)を書き込んで矢印や線で結び、“ささえあい”の状況を見える化するもの。

見守りや支援ができる人を募り、見守りや支援が必要な人の同意が必要になります。

➡「ささえあい・つむぎカード(調査票・同意書)」をご活用ください。

**利点**

町会全体で考え共有することができれば、日頃からの見守り意識も高まり、見守り安心ネットワークの構築につながる。

できあがったマップを用いて防災訓練などに活用することで、さらなる備えとなったり、新たな課題が見えてきたりもします。

さらに

地図の上に透明のフィルムを置いて A・B のマップを作成すれば、フィルムを重ねることで複合的なマップになり、避難経路や注意箇所などの検討材料にすることもできます。

C**わたしの安心マップ****内容**

- 住民一人ひとりが自分の避難先や避難経路を確認し、自分自身の情報とあわせて用紙に記入していくもの。
- 「見守り・ささえあいマップ」作成時に結びついた支援者・要支援者を「災害時に一緒に逃げる人」として記入する。

利点

- 支援者も要支援者も、いざという時の備えになるため安心。
- 個別避難計画(※)として使用できる。

※1人1人の避難のタイミングや方法などをあらかじめ決めておくもの

★松本市社協の地区担当職員が作成をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

★松本市社協は、地区社協の事業を支援させていただくための「つむぎちゃんプラン助成金」をご用意しています。



第4期松本市地域福祉活動計画スローガン
ともしつなぐ しあわせのまちづくり

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

松本市双葉4-16(総合社会福祉センター内) 電話 27-3381 FAX 27-2239



有償生活支援事業 「つむぎちゃんサポート」 のご案内

松本市社会福祉協議会では、高齢者や障がいをお持ちのかたなどがより快適な在宅生活を送れるよう、市民の皆さんの助け合いによる有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」を行っています。
(介護保険認定の有無にかかわらず、ご利用になれます。)



支援の内容

家事支援

- 1.調理
- 2.衣類の洗たく、補修
- 3.住居等の掃除、整理、整頓
- 4.生活必需品の買い物（子育てに関する必需品を含む）
- 5.入院・入所中の買い物、洗たく
- 6.除草（草取り、草刈り等）
- 7.その他必要な生活援助（話し相手等）
- 8.軽易な支援（30分以内のサービスとする）
（電球の交換、灯油入れ、郵便物の投函、
薬取り）

ペット支援

- 1.犬の散歩
- 2.餌・水やり
- 3.ペットシート・ネコ砂の交換等

外出支援

通院等の外出介助

ごみ出し支援

分別済みのゴミを、地区のゴミ
収集所に運ぶ支援です。

※協力できる会員がいない場合は、お断りすることもあります。

お申し込み、お問い合わせ、ご相談は……

(福)松本市社会福祉協議会

〒390-0833 松本市双葉4-16（松本市総合社会福祉センター内）

☎25-7330

平日 8:30～17:15

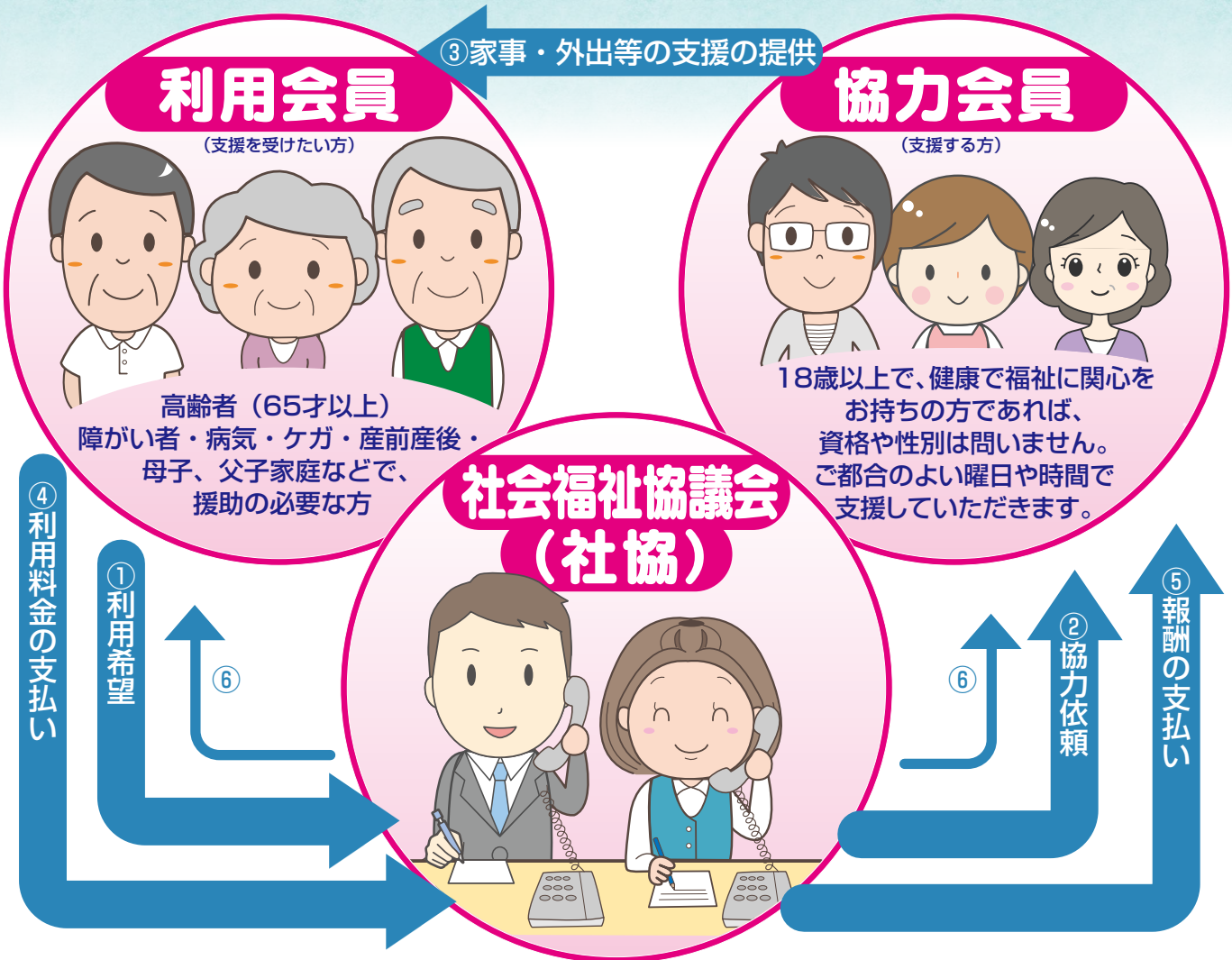
FAX 27-2239

詳しくは、裏面をご覧ください。



有償生活支援事業 「つむぎちゃんサポート」

地域の皆さん（協力会員）にご協力いただき、支援を希望されるかた（利用会員）に家事や外出の援助を有償で行います。簡単な手続きでいつでも会員になれます。家事、外出等でお困りのかたは、お気軽にご相談ください。



- ① 利用申し込み(初めての利用については職員が訪問して、お話をお聞きします。)
- ② 社協は、協力会員に支援を依頼します。
- ③ 協力会員が、利用会員のお宅へうかがいお手伝いします。

- ④ 利用会員は、社協に利用料を支払います。
- ⑤ 社協は、協力会員に報酬を支払います。
- ⑥ 情報提供や相談の受付、各種講習会などを開催します。

【料金表】

	30分まで (軽易な支援)	1時間	1時間以降の30分毎		
家事支援	450円	900円	450円加算	交通費	1kmあたり20円 (安曇および奈川地区内の移動は、) 1kmあたり30円 ※活動中の交通費は別途負担
ペット支援		900円	450円加算		
外出支援		1,100円	550円加算		
ゴミ出し支援	1回	150円		年会費	1,000円